

児童扶養手当の受給には申請が必要です



受付は随時行っており、手当は申請の翌月から支給されます。ただし、手続きをすれば必ず支給になるわけではなく、本人や同敷地内の扶養義務者(祖父母、父母、子、兄弟など)の所得、生活状況、公的年金などの受給状況により、支給が制限されることがあります。

必要書類については、申請者の状況によって添付書類が異なりますので子育て支援課までお問い合わせください。

受給できるかた	<p>父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない児童を監護しているひとり親家庭の父・母、または両親に代わって児童を養育しているかた。</p> <p>※「児童」とは、18歳到達年度末までの児童をいいます。ただし、児童に一定の障がい(特別児童扶養手当2級と同程度以上)がある場合は、20歳未満までが対象となる場合があります。</p>
対象児童	<ul style="list-style-type: none"> ・ 父母が婚姻を解消した児童 ・ 父または母が死亡した児童 ・ 父または母が1年以上拘禁されている児童 ・ 父または母から1年以上遺棄されている児童 ・ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ・ 父または母に一定の障がいのある児童 ・ 父または母の生死が明らかでない児童 ・ 母が婚姻によらないで生まれた児童
手当の月額	<p>手当額の決定には、所得の制限があり、本人や同敷地内の家族の所得により判定。(1～7月分は前々年、8～12月分は前年の年間所得による)</p> <p>○所得制限未満…就労などによる年間所得に応じて42,330円～9,990円 児童2人目の場合は10,000～5,000円加算 児童3人目以降は6,000～3,000円ずつ加算</p> <p>○所得制限以上…手当が全額支給停止</p>
手当の支払(口座振込)	4月、8月、12月 (各月15日)
<p>◎児童扶養手当の一部支給停止措置について</p> <p>ひとり親家庭のかたの自立を支援する手当のため、一定期間経過後、自立のための活動をしている証明書や何らかの理由により就業できない証明書を提出していただくことになります。証明書が提出されない場合は、手当額が減額される場合があります。(対象者には、詳細について個別通知します)</p>	

【ご注意ください】 次のような場合には、手当を申請することができません。

- ・ 婚姻している場合や、婚姻していても事実上の婚姻関係(同居または頻繁な訪問があり、かつ生活費の援助)にある場合
- ・ 児童が児童福祉施設に入所や里親に委託されている場合
- ・ 支給要件に該当しなくなった場合

※現在、手当を受けているかたで上記に該当になる場合は早急に「資格喪失届」の手続きを行ってください。喪失の手続きが遅れると返還が生じる場合があります。

■お問合せ 子育て支援課 内線 1163

次のような制度もあります ■相談窓口：県西県民センター地域福祉室 ☎0296(24)9156

母子・父子・寡婦福祉資金	母子家庭などを対象とした融資制度
母子家庭等自立支援給付金事業	ひとり親家庭のかたが技能知識や就職に有利な資格を取得しようとするときに、給付金を支給する事業
母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者のかたが就職などにあたり、個別の状況に応じて就労に向けた計画を策定し、自立をサポートする事業